

齋藤法律事務所報酬基準

平成26年9月2日

典型的な事件類型の報酬基準は次のとおりです。

※この報酬基準に記載のない事件類型については個別に報酬金額をお伝えします。

※消費税別の金額です。

※別途実費を頂戴します。

※日本司法支援センター（法テラス）をご利用頂けます。その場合の弁護士費用は法テラスの基準に従います。

第1 一般的な料金表

法律相談料

初回法律相談	無料／初めて事務所に来られた方
その他の法律相談	5000円／30分

内容証明郵便作成

着手金	3万円～5万円
成功報酬 金銭請求の場合	10%
それ以外の場合	原則としてなし

保全命令申立事件

着手金 基本 審尋・口頭弁論を経たとき	民事訴訟事件の着手金の2分の1 民事訴訟事件の着手金の3分の2
成功報酬 事件が重大又は複雑なとき 審尋・口頭弁論を経たとき 本案の目的を達成したとき	民事事件の成功報酬の4分の1 民事事件の成功報酬の3分の1 民事事件の成功報酬に準じる

・本案事件と併せて受任した場合でも、本案事件とは別に請求出来るものとします。

民事訴訟事件等（非訟事件、遺産分割事件、行政審判事件、仲裁事件）

経済的利益の額	着手金	成功報酬
～ 300万円	8%（最低10万円）	16%
300万円 ～ 3000万円	5%+10万円	10%+18万円
3000万円～3億円	3%+69万円	6%+138万円
3億円 ～	2%+369万円	4%+738万円

算定不能の場合の経済的利益の額は800万円とします。

経済的利益とは、請求する側の場合、請求金額（着手金）、和解調書、判決書で支払を認められた金額（成功報酬）を、請求される側の場合、請求金額（着手金）、和解調書、判決書で請求金額から減額した金額（成功報酬）をいいます。執行事件まで一貫して受任した場合、成功報酬の経済的利益は現実の回収財産額を基準に評価します。

民事執行事件

着手金	民事訴訟事件等の2分の1（最低5万円）
成功報酬	民事訴訟事件等の4分の1

交渉・調停事件

民事訴訟事件等の3分の2（最低10万円）

契約書・遺産分割協議書・意見書等の書面作成

典型的・簡明なもの	3万円～
特殊・複雑なもの	10万円～

契約内容の特殊性の程度、条項の量、経済的利益の額から個別に判断します。

顧問料

事業者	3万円～/月
非事業者	5000円～/月

事業規模、事業内容の特殊性・専門性により増減します。

顧問契約の業務内容は次の通りです。

- ・毎回の、面談、電話、メールによる法律相談料が無料です。従業員の方、その御家族の業務外の法律相談も無料です。福利厚生としてご活用下さい。
- ・内容証明郵便、契約書、意見書以外の簡易な文書作成、簡易な法令の調査、契約書のチェック（1ヵ月2通まで、これ以上をご希望の方は追加料金でオプション対応します。）が無料です。
- ・簡易な売掛金回収のための内容証明郵便作成を、着手金：なし、成功報酬：回収額の5%で行います（1ヵ月3通まで、これ以上をご希望の方は追加料金でオプション対応します。）。但し、契約書等の証拠書面が存在する場に限りです。
- ・個別事件の受任時に着手金、成功報酬を15%引きに致します。
- ・弁護士多忙時にも優先的に打合せを入れます。
- ・ホームページ、紙による掲示等において、第三者に対して当職を法律顧問として表示できます。

第2 事件類型別料金表

※一般的な料金表と抵触する場合、事件類型別料金表が優先して適用されます。

離婚

① 代理人にならない場合

離婚協議書作成	10万円
バックアッププラン	5万円／3ヶ月 ※来所は週に1時間、電話による相談は30分程度まで、月4回まで継続してご相談に応じます。

② 離婚を前提として代理人になる場合

協議離婚交渉	着手金 20万円 成功報酬 20万円＋経済的利益の10%
離婚調停	着手金 30万円（交渉から続けてご依頼頂ける場合15万円） 成功報酬 30万円＋経済的利益の10%
離婚訴訟	着手金 40万円（調停から続けてご依頼頂ける場合20万円） 成功報酬 40万円＋経済的利益の10%

③ その他代理人になる場合

養育費請求のみ	着手金 交渉15万円、調停20万円 成功報酬 2年分の5%
婚姻費用請求のみ	着手金 交渉15万円、調停20万円 成功報酬 獲得金額の5%
財産分与請求のみ	一般的な料金表に従う
慰謝料請求のみ	一般的な料金表に従う
子の引渡を求める審判等	着手金20万円 成功報酬20万円
親権者の変更調停等	着手金20万円 成功報酬20万円
面会交流調停等	着手金20万円 成功報酬20万円
保護命令申立	着手金15万円 成功報酬なし

交通事故

相談料	交通事故の場合何度でも無料
着手金	0円
成功報酬	・獲得金額の10%＋10万円（保険会社の提示が無い場合） ・獲得金額の20%＋10万円（保険会社の提示

	がある場合。)
--	---------

※弁護士費用特約がある場合は別の基準になります。

相続関連

相続人調査	着手金 5万円
遺言書作成	着手金 10万円～20万円
相続放棄	着手金 5万円／一人
遺産分割調停・交渉	一般的な料金表に従う
遺留分減殺請求	一般的な料金表に従う

※遺産分割調停・交渉の経済的利益は、法定相続分金額の3分の1とします。

過払金返還請求

着手金	2万5000円／社
成功報酬	16％／社

個人の任意整理

着手金	2万5000円／社
成功報酬	減額した金額の16％／社

個人の自己破産

着手金	30万円
成功報酬	なし

民事再生

着手金	住宅ローン特例なし 40万円 住宅ローン特例あり 50万円
成功報酬	なし

法人の自己破産・民事再生

着手金	予想される予納金額を参考に個別に決定
破産	50万円～
民事再生	100万円～
成功報酬	原則としてなし